

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した身体障害者手帳再交付申請却下処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第 1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都知事（以下「処分庁」という。）が、身体障害者福祉法（以下「法」という。）15条4項及び身体障害者福祉法施行令（以下「法施行令」という。）10条1項の規定に基づいて、令和3年12月9日付けの身体障害者手帳再交付申請却下決定通知書（以下「本件処分通知書」という。）により請求人に対して行った身体障害者手帳（以下「手帳」という。）再交付申請却下処分の取消しを求めるものである。

第 3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下のことから、本件処分を取り消し、2級の手帳の交付を求めている。

本件処分通知書の別紙によれば、体幹不自由について、「イ『座位又は起立位を保つことの困難なもの』（2級）とは、10分以上にわたり座位または起立位を保っていることのできないものをいう。」と「ウ『起立することの困難なもの』（2級）とは、臥位又は座位より起立することが自力のみでは不可能で、他人又は柱、杖その他の器物の介護により初めて可能となるものをいう。」との

認定基準が示されている。

請求人は、座位より起立するにあたり、杖を使用すれば自立可能な状態であり、杖が無ければ、柱や机に手を着かねば起立できないのであるから、本件障害は、上記の「イ」及び「ウ」の各認定基準を満たしているといえる。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審議経過
令和6年11月14日	諮問
令和6年12月18日	審議（第95回第3部会）
令和7年 1月14日	審議（第96回第3部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

- (1) 法15条1項は、手帳の交付申請は、都道府県知事（以下「知事」という。）の定める医師の診断書を添えてその居住地の知事に対して行う旨を定め、同条4項は、知事は、審査の結果、身体に障害のある者の申請による障害が法別表に掲げるものに該当すると認めたときは、申請者に手帳を交付しなければならないと定めている。

交付を受けた手帳の障害程度に変化が生じた場合の再交付につ

いて、法施行令 10 条 1 項は、知事は、手帳の交付を受けた時に比較してその障害程度に重大な変化が生じ、若しくは手帳交付を受けた時に有していた障害に加えてそれ以外の障害で法別表各項のいずれかに該当するものを有するに至った者から手帳の再交付の申請があったときは、厚生労働省令で定めるところにより、手帳を交付しなければならない、と定め、身体障害者福祉法施行規則（以下「法施行規則」という。）7 条は、同 2 条を準用し、手帳の再交付の申請は、法 15 条 1 項に定める医師の診断書及び同条 3 項に定める意見書等を添えて行う旨を定めている。

また、法施行規則 5 条 1 項 2 号は、手帳には障害名及び障害の級別を記載すべき旨を規定し、同条 3 項は、級別は等級表により定めるものとし、等級表においては、障害の種別ごとに 1 級から 7 級まで（ただし、体幹の機能障害については 1 級、2 級、3 級及び 5 級）の障害の級別（障害等級）が定められている。

- (2) 東京都においては、上記(1)に基づき、手帳の交付申請者の障害が法別表に掲げるものに該当するか否か、並びに該当する場合における障害の種類及び障害の程度の別についての認定審査を適切に行うため、東京都身体障害者手帳に関する規則（平成 12 年東京都規則第 215 号）及び同規則 5 条の規定による受任規程である「東京都身体障害認定基準」（平成 12 年 3 月 31 日付 11 福心福調第 1468 号。以下「認定基準」という。）を定めている。そして、認定基準 8 条は、「身体障害程度等級における個別の障害種目に係る認定基準については、別紙『障害程度等級表解説』のとおりとする。」と規定しており（以下同解説を「等級表解説」という。別紙 3 参照。）、法施行令 10 条 1 項の申請に対しては、これらに則って手帳に記載する障害名・障害等級の認定を行っている。

- (3) そして、処分庁が上記認定に係る審査を行うに当たっては、法

15条1項の趣旨に照らして、提出された医師の診断書に記載された内容を資料として判断を行うものと解される。

- (4) さらに、法施行令5条1項は、知事は、法15条1項の申請があった場合において、その障害が法別表に掲げるものに該当しないと認めるには、地方社会福祉審議会に諮問しなければならないと定めている。

このほか、「身体障害者手帳に係る交付手続き及び医師の指定に関する取扱いについて」（平成21年12月24日付障発第1224第3号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）第1・2は、申請時に提出された診断書・意見書に疑義又は不明な点があり、必要に応じて、診断書・意見書を作成した医師に対して、申請者の障害の状況を照会しても、なおも申請者の障害が等級表のいずれに該当するか不明なときは、法施行令5条の規定に準じて、地方社会福祉審議会に諮問するものとする定めている（同・(2)）。

2 本件処分についての検討

そこで、本件診断書の記載内容を前提として、本件処分に違法又は不当な点がないかどうか、以下検討する。

- (1) 本件診断書によれば、障害名は「体幹不自由（立位、歩行困難）」（別紙1・I・①）とされ、「参考となる経過・現症」には、平成30年8月頃より「立位、歩行困難出現し、他医で加療。」、令和元年9月6日（本件病院を）「紹介受診」、「立位、歩行不可」、同月27日「モニタリング下、胸椎骨化切除（T2／3レベル）」と記載され、「総合所見」（別紙1・I・⑤）には「両下肢の痙性強く両下肢の異常知覚（dysesthesia）強く、両ロフトランド杖使用中です。10分以上の起立不可、歩行不可」とあり、「神経学的所見その他の機能障害の所見」（別紙1・II・一）としては、「参考図示」に両下肢に感覚障害（所見は

「感覚鈍麻」）が図示され、運動障害として痙性麻痺の所見が記載されている。

そうすると、本件障害は、両下肢のみならず体幹にも及ぶものと認められるから、本件診断書の記載のとおり、体幹機能障害（立位・歩行困難）として認定するのが相当である。

- (2) 等級表が定めている肢体不自由に係る障害等級のうち、体幹機能障害に係る部分は、以下のとおりである。

級別	肢 体 不 自 由
	体 幹 機 能 障 害
1 級	体幹の機能障害により坐っていることができないもの
2 級	1 体幹の機能障害により坐位又は起立位を保つことが困難なもの 2 体幹の機能障害により立ち上がることが困難なもの
3 級	体幹の機能障害により歩行が困難なもの
5 級	体幹の機能の著しい障害

- (3) 以上を前提に、請求人の体幹の機能障害（本件障害）の程度について検討する。

本件診断書の記載によると、「歩行能力（補装具なしで）」は「不能」、「起立位保持（補装具なしで）」は「10分以上困難」とされている（別紙1・Ⅱ・三）。また、「動作・活動」の評価では、「公共の乗物を利用する」は×（全介助）、「屋外を移動する」がつえを使用して△（半介助）、「二階まで階段を上って下りる」がつえを使用することにより○（自立。ただし、本件医師はその後、処分庁からの照会に対し、本件回答書により△（半介助）と評価を変更する旨を回答している。）である。

その一方、「座位又は臥位より立ち上がる」、「二階まで階段を上って下りる」、「屋外を移動する」はつえを使用することに

より○（自立）、「家の中の移動」は壁を伝って○（自立）とされている。

また、頸、体幹、下肢の筋力テスト（MMT）の評価は、左足関節の底屈が×（筋力が消失又は著減）、関節可動域（ROM）については、一部に若干の制限が認められ、右足関節の底屈、背屈、左股関節の外転、内旋、外旋、左足関節の背屈はいずれも△（半介助）とされているものの、それ以外の項目については、いずれも○（筋力正常又はやや減）と記載されている（以上別紙Ⅰ・Ⅱ・Ⅱ、Ⅲ及びⅢ）。

そうすると、請求人の体幹機能障害の程度については、認定基準及び等級表解説に照らすと、障害等級２級に当たる「体幹の機能障害により坐位又は起立位を保つことが困難なもの」又は「体幹の機能障害により立ち上がることが困難なもの」に至っていると認めることはできず、「体幹の機能障害により歩行が困難なもの」として、同３級と認定するのが相当である。

- (4) そして、処分庁は、本件障害について、東京都社会福祉審議会に諮問したところ、「体幹３級」との診査結果を受けたことが認められる。
- (5) 以上のことから、本件障害の程度は体幹機能障害３級（歩行困難）、総合等級は３級であり、障害更新（程度変更）には該当しないと認めるのが相当であるから、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

3 請求人の主張についての検討

請求人は、上記第３のとおり主張し、本件処分の違法性又は不当性を主張しているものと解される。

しかし、障害等級の認定に係る総合判断について、提出された医師の診断書の記載内容全般に基づいてなされた処分庁の判断に違法又は不当な点が認められないことは上記２のとおりである。したが

って、請求人の主張を採用することはできない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

山田 攝子、青木 淳一、澄川 洋子

別紙1 ないし別紙3 (略)